「むさしのカード式貸金庫規定」新旧対照表（2026 年 3 月 2 日改定）

（下線部分が改定箇所）

改定後	現行
第１条（格納品の範囲） (1) ～ (2)（略） (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの 。 ② 危険物や変質、腐敗の恐れがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。	第１条（格納品の範囲） (1) ～ (2)（略） (3) 新設
第２条（利用目的の確認） (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用等の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。	（新設）
第３条（契約期間等）（略）	第２条（契約期間等）（略）
第４条（使用料）（略）	第３条（使用料）（略）
第５条（鍵、カードの保管）（略）	第４条（鍵、カードの保管）（略）
第６条（暗証の登録）（略）	第５条（暗証の登録）（略）
第７条（開閉者の確認）（略）	第６条（開閉者の確認）（略）
第８条（貸金庫の開閉等）（略）	第７条（貸金庫の開閉等）（略）
第９条（届出事項の変更等）（略）	第８条（届出事項の変更等）（略）

改定後	現行
第10条（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い） （略）	第9条（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い） （略）
第11条（暗証照合等）（略）	第10条（暗証照合等）（略）
第12条（損害の負担等）（略）	第11条（損害の負担等）（略）
第13条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号A からEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号A からEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
第14条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき	第13条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

改定後	現行
⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき	
(3) （略）	(3) （略）
(4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	(4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
(5) ～ (6)（略）	(5) ～ (6)（略）
第 15 条（貸金庫の修繕、移転等）（略）	第 14 条（貸金庫の修繕、移転等）（略）
第 16 条（緊急措置）（略）	第 15 条（緊急措置）（略）
第 17 条（譲渡、転貸等の禁止）（略）	第 16 条（譲渡、転貸等の禁止）（略）
第 18 条（保証人） 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	（新設）
第 19 条（規定の変更）　（略）	第 17 条（規定の変更）（略）